



## 2020JR総連春闘勝利！ シリーズ⑥

### 2020年度賃金引き上げ夏季手当第4回団体交渉 祝日手当存続、割増、職務手当の 増額など「新人事・賃金」見直し改善！ 出向社員の労働条件の改善等を追及

本部は3月3日、「2020年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」（申第22号）に基づく第4回団体交渉を開催し、祝日手当の存続や職務手当の増額等「新人事・賃金制度」の見直しの改善をはじめ、出向に関する取り扱いや出向者の労働条件、福利厚生について議論しました。

本部は、「祝日に仕事をするのは、世間一般的にもあきらかに特殊なことであり、だからこそこれまで廃止されていない。ここにきて廃止することなど認められない。職務手当はあきらかに現特殊勤務手当を下回る額であり増額すべきだ」「原則出向はすでに現状になじまない、ベテランの貴重な労働力を手放すのは損失に他ならない」「乗務員として出向する場合は本体の乗務員の労働時間として特別な措置を行うべきである」「出向における特別措置や出向作業手当は15年前に定められたものであり、現状になじまない。今こそ改善すべきときである」など会社を追及しました。

会社は、「会社は新たな制度で持ち出しをしている。祝日に仕事をするのが特殊とは考えない。出向は業務上の必要性により行なっている。乗務員だからといって、さらに特別な措置を考えることはない」など、現場で働く者の気持ちを全く考えない姿勢に終始しました。

本部は、このような会社の誠意のない姿勢を許すことなく、労働条件の改善に向けて闘います。

**第5回団体交渉は3月6日(金)に開催します。**